

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 建設と称する。

類似商号の調査
を行きましょう。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建築一式工事の請負の設計、施工、請負
- 2 土木一式工事の請負の設計、施工、請負
- 3 大工工事の請負の設計、施工、請負
- 4 塗装工事の請負の設計、施工、請負
- 5 管工事の請負の設計、施工、請負
- 6 建築管繕、リフォーム、解体工事の請負の設計、施工、請負
- 7 前各号に付帯または関連する一切の事業

融通が効くよう、事業目的の最後にこのような文言を入れておきます。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

最小行政区画にした場合、発起人の過半数により、中央区大通西 丁目 番号までの所在場所を決定しなければなりません。

最小行政区画まででよいので、この場合札幌市内であれば移転した場合でも、定款変更の必要はありません。

札幌市中央区大通西 丁目 番号と記載すると、移転した場合に定款変更が必要となります。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

全国新聞や地方新聞に掲載したり、自社のホームページに掲載することもできます。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

会社が最大限発行できる株式の総数です。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

株券を発行しない場合

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

(召集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故あるときは、あらかじめ社長が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって決定する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第12条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第13条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の、3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

基本は2年。

譲渡制限会社(第6条)であれば、10年まで伸長できます。

(代表取締役)

第15条 当社に取り締取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表

取締役をもって社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

第5章 計算

(事業年度)

第16条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

第17条 剰余金は、毎事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第18条 当社が、株主に対し、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第19条 当会社の設立に際して発行する株式の数は、100株としその発行価額は1株につき金5万円とする。

発起人が出資する金額です

(設立に際して出資される財産の価額)

第20条 当会社の設立に際して収支される財産の価額は、金500万円とする。

会社設立以降最初にやってくる事業年度の最終日です

(最初の事業年度)

第21条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年5月31日までとする。

設立登記申請書を法務局へ提出した日です

(設立時取締役等)

第22条 当会社の設立時取締役等は、次のとおりとする。

設立時取締役 江別 太郎

江別市 条 丁目 番地

設立時代表取締役 江別 太郎

(発起人の氏名ほか)

第23条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金額の額は、次のとおりとする。

江別市 条 丁目 番地

江別 太郎 普通株式 100株 金500万円

住所・氏名・出資金額・
割当てる株式数

(法令の準拠)

第24条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 建設設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士五十嵐拓也は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年4月11日

定款の作成日です

電子申請する場合の文言です。書面で申請する場合は、「この定款を作成し、記名押印する」となります。

発起人 江別 太郎

専門家に依頼した場合は、
押印はいりません

上記発起人の定款作成代理人

北海道江別市ゆめみ野東町4番地の10

行政書士 五十嵐 拓也

登録番号17010430